

<スケジュール>

- ・実態調査の実施：提出締切 1月末
- ・強化指定の選定・各種制度の募集要項の公示：3月末
運営委員会で審査・理事長決裁で決定
- ・募集締切：4月末
- ・結果発表：6月中旬

<問合せ先> スポーツ強化支援室

2. 追試験制度及び試験における不正行為に対する処置について

下表に定めるやむを得ない理由で定期試験及び臨時試験を受けられなかった者に追試験を認めます。追試験希望者は、受験できなかった授業科目の試験日を含めて3日以内((4)の大幅な延着に該当する場合は、当日内)に教務部に願い出てください。

- (1) 病気の場合（診断書またはそれに該当する証明書等添付）
- (2) 配偶者及び2親等以内の親族死亡の場合（3日間とするが、遠隔地での死亡の場合は認められた期間）
- (3) 就職試験の場合（キャリアセンター所長の証明書添付）
- (4) 悪天候やストライキ等により、公共交通機関が不通あるいは大幅な延着の場合（延着証明書等添付）
- (5) 大学院受験の場合（募集要項及び受験票を呈示）
- (6) 不慮の事故により被害にあった場合
- (7) 自宅等が災害により被災した場合
- (8) 教育実習の場合（教職教育センター所長の証明書添付）
- (9) オリンピック及びこれに準ずると認められる国際競技に、選手として出場した場合（証明書添付）
- (10) その他正当な事由（証明書又は理由書添付）によって受験できなかったと教務部長が所属学部長と協議の上認めた場合

詳細は教務部で確認してください。

不正行為の取扱い

カンニング等の不正行為を行った場合は、当該学期の試験時間割にある履修登録科目を全科目無効として、成績評価を行いません。場合によっては、4年間での卒業が困難になりますので、学則による処罰を受けることとなります。カンニングなどの不正な手段をとることなく、正々堂々と試験を受けるようにしてください。